

地方独立行政法人京都市立病院機構が譲渡等について市長の認可を受けなければならない重要な財産を定める条例（平成22年10月12日京都市条例第21号）（京都市立病院）

地方独立行政法人京都市立病院機構（以下「法人」という。）が譲渡し、又は担保に供することについて地方独立行政法人法第44条第1項の規定により市長の認可を受けなければならない重要な財産を定めることとしました。

本条例において定める法人の重要な財産は、次に掲げる財産で、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法により譲渡する場合又は担保に供する場合にあっては、その適正な見積価額）の金額が1件につき80,000,000円以上であるものとしします。

- 1 土地（信託の場合を除き、その面積が1件10,000平方メートル以上のものに限る。）
- 2 土地以外の不動産
- 3 動産
- 4 不動産の信託の受益権

この条例は、法人の成立の日から施行することとしました。

地方独立行政法人京都市立病院機構が譲渡等について市長の認可を受けなければならない重要な財産を定める条例を公布する。

平成22年10月12日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 21 号

地方独立行政法人京都市立病院機構が譲渡等について市長の認可を受けなければならない重要な財産を定める条例

地方独立行政法人京都市立病院機構が譲渡し、又は担保に供することについて地方独立行政法人法第44条第1項の規定により市長の認可を受けなければならない重要な財産は、次に掲げる財産で、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法により譲渡する場合又は担保に供する場合にあっては、その適正な見積価額）の金額が1件につき80,000,000円以上であるものとする。

- (1) 土地（信託の場合を除き、その面積が1件10,000平方メートル以上のものに限る。）
- (2) 土地以外の不動産
- (3) 動産
- (4) 不動産の信託の受益権

附 則

この条例は、地方独立行政法人京都市立病院機構の成立の日から施行する。

（京都市立病院）